

令和2年3月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和元年12月9日

判 決

5 兵庫県洲本市五色町鮎原南谷521-1

原 告 山 口 薫
同訴訟代理人弁護士 辰 巳 裕 規

京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地

被 告 学 校 法 人 同 志 社
同 代 表 者 理 事 長 八 田 英 二
同訴訟代理人弁護士 小 國 隆 輔

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

15 事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、550万円及び平成28年6月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 20 1 本件は、学校法人である被告の設置する大学院の教授であった原告が、被告は原告との雇用契約に基づく付随義務として学問の自由権確保義務を負っていたにもかかわらず、同大学院の他の教授らによって原告が学問の自由権の侵害行為を受け続けていた状況を放置し何らの職場環境の調整も図らなかつたと主張して、被告に対し、学問の自由権確保義務の違反を理由とする債務不履行に基づき、損害賠償として550万円（慰謝料500万円と弁護士費用50万円の合計額）及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成28年6月10日から支払済

今まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（特に末尾に証拠を引用していない事実は、当事者間に争いのない事実である。）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和21年6月24日生まれの男性である。

イ 被告は、私立学校法に基づいて設立された学校法人であり、同志社大学、同志社女子大学等を設置している。同志社大学には、学部と大学院・専門職大学院がある。

(2) 原告と被告との間の雇用契約

ア 原告は、平成16年4月1日（当時原告57歳），被告との間で、期間の定めのない雇用契約を締結し、教授として採用された。原告の専門分野は、マクロ経済学、経営システムダイナミクスであった。

イ その後、原告は、被告との間の満65歳を超えた場合のいわゆる定年延長について、満66歳となる平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）についての定年延長（1回目の定年延長）はなされたが、満67歳となる平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）についての定年延長（2回目の定年延長）はなされなかった。

(3) 被告における原告の担当科目等

ア 原告は、平成16年度以降、被告に開設された同志社大学の専門職大学院（専門職学位課程）である同志社大学大学院ビジネス研究科（以下「ビジネス研究科」という。）のビジネス専攻の教授であった。

原告のビジネス研究科での担当科目は、平成24年度については、「経営システムダイナミクス」、「ビジネスモデリング」、「マクロ経済シミュレーション」、「Business Economics」（以下「ビジネスエコノミクス講義」という。）、「Business System Dynamics」、「Sustainable Business Modeling」、「Global Action Project(US)」であった。

イ また、原告は、平成19年度以降、被告に開設された同志社大学の大学院（一貫制博士課程）である同志社大学大学院総合政策科学研究所（以下「総合政策科学研究所」という。）の技術・革新的経営（T I M）専攻の教授を兼任していた。

原告の総合政策科学研究所での担当科目は、平成24年度については「システムダイナミクス」、「環境戦略モデリング」、「セオリー・アンド・プラクティスⅠ」、「セオリー・アンド・プラクティスⅡ」、「T I M特殊研究V」、「T I M特殊研究S（合同演習）」を担当していた。

(4) 原告の退職とこれに関する前件訴訟

ア 原告は、ビジネス研究科の教授会において、平成25年度の原告の定年延長（2回目の定年延長）について議題として提案されることのないまま、同年3月31日を迎え、原告は退職扱いとなった。

イ 原告は、被告による上記退職扱いが違法であるとして、被告に対し、地位確認等を求める訴えを提起したが（京都地方裁判所平成25年（ワ）第995号）、請求棄却判決を受け、その控訴審（大阪高等裁判所平成26年（ネ）第1083号）においても、控訴棄却判決を受けた（以下「本件前訴」という。）。

第3 爭点及びこれに対する当事者の主張

1 原告に対する学問の自由侵害行為の有無（争点1）

(1) 原告の主張

原告は、以下のアないしクのとおり、平成23年12月21日から平成25年2月15日までの間に、ビジネス研究科教授らによって、原告の大学院教授としての学問の自由ないし教授の自由を侵害する行為を受け続けた。

ア 原告は、教員資格を有しないゲストスピーカーに講義を担当させるという違法への加担を強要させられたほか、自らの専門分野ではない分野についての講義を担当するように強要されたこと

同志社大学のビジネス研究科に設置されたグローバルMBA（以下「GMBBA」という。）においては、原告が大学執行部・学長の後押しを受けながら2年間の準備期間をかけて企画した「Green Management in Action」と題する科目（以下「グリーンマネジメント科目」という。）が平成21年度から開講されていた。このグリーンマネジメント科目は、複数の専門分野の横断的な科目であったことから、平成23年度までは、複数の外部の専門家が嘱託講師として招へいされ、各自が自らの専門分野についての講義を行うというオムニバス形式の講義が採用されていた。そして、同科目の専門家ではない原告は、そのコーディネーターを担っていた。

ところが、平成24年度を迎えるに際し、学長であった八田英二（以下「八田学長」という。）及び副学長であった土田道夫（以下「土田副学長」という。）は、経費削減のために、直接又は当時のビジネス研究科長であった浜矩子（以下「浜研究科長」という。）を介して、平成24年度のグリーンマネジメント科目については、これまで学校教育法92条2項の「講師」に当たる嘱託講師として招へいしていた専門家を、学校教育法その他法令上何らの地位も有しない「ゲストスピーカー」に格下げして招へいすることとし、当該ゲストスピーカーに講義を担当させるとともに、グリーンマネジメント科目の専門家ではない原告を同科目の単独の担当教員として講義を受け持たせようとした。

この平成24年度のグリーンマネジメント科目の講義に関する八田学長及び土田副学長の上記行動は、原告に対してゲストスピーカーという学校教育法上の教員資格を有しない者に講義を担当させる違法への加担を強要するものであったほか、教員には専門分野について教授することを求めている学校教育法92条に違反する違法な科目担当を強要するものであるとともに、原告に対して科目適合性を有しない科目について教授することを強いるものとして、原告に保障された教授の自由（自己の専門としない分野の教授

を強いられない自由) を侵害する行為であったといえる。

イ 原告のみがG M B Aにおけるゼミの指導担当教員から外されるという差別的な扱いを受けたこと

G M B Aにおいては、「Project and Solution Research」と題するゼミが開講されており、指導担当教員が割り当てられていた。「Project and Solution Research」の指導担当教員の決め方については、受講生の希望を優先するのではなく、負担の公平を考慮してG M B Aの教授がそれぞれ分担することとされており、その分担については、教授会の承認を得るというものであった。

原告は、「Project and Solution Research」の指導担当教員として、平成22年度は3名、平成23年度は5名の学生の指導を担当していたにもかかわらず、平成24年度は突如として指導を担当する学生が一人も割り当てられなかった。さらに、平成24年度秋及び平成25年度春開講の「Project and Solution Research」の担当については、教授会に上程されることなく、G M B A内に設置されている国際プログラム委員会の委員長である近藤まり（以下「近藤委員長」という。）の独断によって、平成24年9月頃までに決定されてしまい、これにより原告は上記ゼミの指導担当教員から外されてしまった。

以上のように、近藤委員長が原告のみを「Project and Solution Research」の指導担当教員から外すという差別的な扱いを行い、しかもそれが教授会における審議・承認を経ずに行われたことは、上記ゼミにおいて原告だけが指導を担当する学生を受け持つことができないということであり、原告に保障された教授の自由を侵害する行為であったといえる。

ウ 原告が適正な手続を経ないまま突然にビジネスエコノミクス講義の担当から外されたこと

原告は、平成16年4月1日に被告にビジネス研究科が開学した当初から、

システムダイナミクスの手法も用いた経済学を教授することを招へいの条件として被告に任用されており、以後、システムダイナミクスの手法も用いた経済学の科目担当が認められていた。また、平成21年に被告のビジネス研究科にG M B Aが設置されて以降も、毎年、システムダイナミクスの手法も用いたビジネスエコノミクス講義を受け持ってきた。ところが、原告は、平成24年12月17日、国際プログラム委員会の近藤委員長から、突如、電子メール（乙17）にて、原告を平成25年度のビジネスエコノミクス講義の担当から外し、同科目は非常勤講師で代替する旨の一方的な通告を受けた。また、同メールには、原告が担当していたビジネスエコノミクス講義では、①ミクロ経済学とマクロ経済学をカバーしていないこと；②システムダイナミクスのバックグラウンドのない学生には難しいこと、③システムダイナミクスのシミュレーション手法を用いた講義は認められないことが、原告を平成25年度のビジネスエコノミクス講義の担当から外した理由として掲げられていた。

しかしながら、そもそも大学における講義のカリキュラムや内容等は厳格な学内手続の下でシラバスによって定められ学生や文部科学省に公表されているのであって、学部内の一委員会にすぎない国際プログラム委員会や同委員会委員長において、科目担当を外したり教授内容に介入したりする権限を有するものではない。

また、通常、ビジネス研究科においては、各科目の担当者は終局的には教授会によって決定されることになるが、その決定に至るまでには、(1)人事委員会による科目適合性審査、(2)授業評価アンケートの実施による講義手法・内容改善の検討、(3)クレーム委員会による改善勧告、(4)専門家を含めた人事審査委員会による科目適合性の再審査、(5)教授会審議を経ることになってい。しかしながら、原告のビジネスエコノミクス講義からの担当外しについては、上記の5つのプロセスが全て無視されて行われたものであり、教授会

などにおいて、原告に対し、原告担当のビジネスエコノミクス講義の問題点についての指摘や、是正要請、弁明の機会の付与などが行われたことは一切なかった。

さらに、国際プログラム委員会においては、原告のビジネスエコノミクス講義からの担当外しに関する議事録がないことなどからすると、同委員会において法的に有効な審議・意思決定があったとは言い難い。詰まるところ、近藤委員長が、国際プログラム委員会の適正な手続に基づく意思形成・意思決定によらずに、独断で、原告に対する申入れ・要望などの事実もないまま、原告のビジネスエコノミクス講義からの担当外しを決定したと評価せざるを得ないものである。

10 このように、近藤委員長による原告のビジネスエコノミクス講義からの担当外しは、適正な手続によらずに行われたものであり、原告に保障された学問の自由を侵害する行為であるといえる。

エ 原告が「8コマ担当ルール」という存在しないルールを理由に、定年延長の議題を提案されないと差別的扱いを受けたこと

15 平成24年12月19日に開催されたビジネス研究科の教授会において、ビジネス研究科には原告を含めて3名の定年延長対象者が存在したが、原告を除く2名に関してのみ、浜研究科長により定年延長が議題として提案され、特段の異議がないまま承認がされた。その一方で、原告に関しては、上記教授会において、定年延長の議題が提案されなかつた。原告がこの取扱いに異議を述べると、浜研究科長は、原告についてはビジネスエコノミクス講義の担当から外れた結果、「8コマ担当ルール」を満たしていないので、今回は定年延長が提案されなかつたなどと告げた。

20 しかしながら、被告のビジネス研究科においては、そもそも「8コマ担当ルール」など存在していなかつた。また、仮に「8コマ担当ルール」と呼ばれるルールが存在していたとしても、それは専任教員の負担抑制のためのル

ルにすぎず定年延長を認めるか否かの基準となるものではなく、さらに、これらの点をおくとしても、原告は、総合政策科学研究所の教授を兼任していたのであるから、合計14コマ以上の講義を担当していた。被告の就業規則15条においては、授業担当時間を大学の講義の場合には原則週8時間とすると定められているだけであり、兼任教授につき、それぞれの研究科でそれぞれ授業担当時間を各8時間（すなわち、二つの研究科の兼任教授であれば合計16時間）とするなどとは定められていない。そうであるにもかかわらず、浜研究科長は、上記就業規則を曲解し、原告を排除する論理として恣意的に用いたものである。

以上のように、浜研究科長が原告を排除するために「8コマ担当ルール」という存在しないルールを掲げたこと、これにより原告の定年延長の提案をしないまま原告を排除する方向に教授会を誤導したことは、原告に対する恣意的な処遇、アカデミックハラスメントとして、原告に保障された学問の自由を侵害する行為である。

オ 近藤委員長が原告に対して差別的発言を行い、浜研究科長がこれを容認したこと

平成25年1月9日に開催されたビジネス研究科の教授会において、近藤委員長は、原告をビジネスエコノミクス講義の担当から外した理由について、原告の授業内容は偏った経済学でありプログラム上困る、システムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしいと依頼したが、聞き入れてもらえなかつたなどと発言した。そして、浜研究科長は、かかる近藤委員長の差別的発言を是正させることなく自らも容認し、同発言は議事録（乙12）にもそのまま掲載された。

原告は、マクロ経済学・ミクロ経済学全般について、システムダイナミクスという分析手法を部分的に取り入れた講義を行っていたものであり、その旨はシラバスにも明示されていた。もともと原告は、ビジネス研究科設立時

に、システムダイナミクスの分析手法を利用した経済学を講義することを条件に招へいされたのであって、現に平成24年度まで毎年システムダイナミクスの分析手法を利用した経済学を教授していた。なお、システムダイナミクスそのものは経済学ではなく、飽くまで分析の手法であり、経済学のみならず様々な分野で利用されているものである。

以上からすると、近藤委員長が原告の上記教授法について「偏った経済学」であるとの差別的発言を行い、かつ、システムダイナミクスを使わないで経済学を教えよなどと教授方法に介入したこと、及び、浜研究科長がかかる近藤委員長の差別的発言を是正させることなく自らも容認したことは、原告に保障された学問の自由ないし教授の自由に対する侵害行為である。

カ 原告不在の教授会において、浜研究科長が、原告の定年延長を議題として提案しないことについて他の教授を誤導する説明をしたこと

平成25年2月6日及び同月11日に開催されたビジネス研究科の教授会においても、浜研究科長は、原告の定年延長を議題として提案しないという差別的な取扱いを継続した。そして、浜研究科長は、原告が退席した各教授会の場で、出席者に対し、原告の定年延長を議題として提案しない理由として、原告が平成24年度のグリーンマネジメント科目の担当を放棄したことを説明していた。

しかしながら、浜研究科長は、上記の説明まで、原告の定年延長を議題として提案しない理由について、原告が「8コマ担当ルール」を満たさないこと、あるいは、原告には指導担当の学生がないことを理由として説明していたのであって、グリーンマネジメント科目の担当を放棄した旨の説明をしたことはなかった。また、平成24年度に入り、原告がグリーンマネジメント科目の担当を拒否したことについて、同志社大学内で正式の手続において問題視されたことはなかった。

以上のように、浜研究科長が行った上記説明は、教授会という公的な場で、

原告が反論できない状況下で不意打ち的に示されたものであり、しかも誤った内容での説明であり、これによりビジネス研究科の他の教授らを誤導したものであるから、原告に保障された学問の自由に対する侵害行為である。

キ 総合政策科学研究所から原告の出講要請があつたにもかかわらず、浜研究科長がこれを独断で握りつぶしたこと

原告は、平成19年度以降、ビジネス研究科の教授のほかに、総合政策科学研究所の教授を兼任しており、平成25年度も同科において原告が講義を担当することが予定されていた。また、原告は、新設された同科の博士課程である技術・革新的経営（T I M）専攻の教授として、五年一貫制博士課程の学生の指導中でもあり、被告においても、原告を五年一貫制博士課程の担当教授として、少なくとも5年間、その完成年度の平成25年度（平成26年3月）まで配置するとする申請書を文部科学省に提出し、同省の認可を受けていた。このように、原告については、総合政策科学研究所からビジネス研究科に対して平成25年度も原告を引き続き兼任教授とすることの要請がなされることは当然の状況にあり、現に、総合政策科学研究所は、平成25年1月30日付け「2013年度総合政策科学研究所設置科目の担当について（お願い）」と題する書面にて、ビジネス研究科に対し、平成25年度開講の「T I M特殊研究V」及び「T I M特殊研究S（合同演習）」の2科目について原告が引き続き担当することを要請していた。ところが、浜研究科長は、この要請をビジネス研究科の教授会に諮ることなく、同年2月15日付けで拒否する旨の回答を総合政策科学研究所長に行った。

このような要請の許否の決定権限は本来教授会にあり、教授会における審議を経て決定がなされるべき人事案件であったところ、浜研究科長は、総合政策科学研究所における原告の職責や学生の指導が中断することなどに全く考慮せず、このような重大な他の研究科からの依頼についてビジネス研究科の教授会に諮ることなく、原告を同志社大学から排除するために、独断で

拒否回答をしたものである。これにより、原告は、ビジネス研究科の教授会において、平成25年度に総合政策科学研究所での講義担当を継続する旨の承認を得る機会を奪われたのであるから、原告に保障された学問の自由に対する侵害行為といえる。

5 ク 原告からの是正要求に対して八田学長が何らのは是正措置も講じなかったこと

原告は、八田学長に対し、浜研究科長らによって行われた上記アないしキの原告に対する学問の自由の侵害行為について、その是正を求め続けたところ、八田学長は、平成25年1月11日午前0時21分の電子メールにて「メールを拝見させていただきました。このような事態が生じているのを初めて知りました。先生からの添付ファイル以外、状況が分りませんので、しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います。取り急ぎ、ご連絡まで」との返信をした（甲30）。しかしながら、八田学長は、上記電子メールを返信した後は、沈黙する態度を貫き通し、何らのは是正措置も講じなかった。

15 八田学長のかかる不作為は、それ自体が原告に保障された学問の自由に対する侵害行為である。

(2) 被告の主張

以下のアないしクのとおり、原告が前記(1)アないしクで主張するような、ビジネス研究科の教授らによる原告に対する学問の自由の侵害行為は、そもそも存在しないものである。

ア グリーンマネジメント科目の担当に関して、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)アに対する反論）

ビジネス研究科では、平成21年度秋学期にG M B Aを開設し、原告は主にG M B Aの科目を担当していた。G M B Aには、原告の考案により、「Green MBA Certificate Program」が設置されており、その中核となる科目の一つに、グリーンマネジメント科目があった。

グリーンマネジメント科目では、複数の専門家によるオムニバス形式の講義が行われており、平成23年度までは、外部の専門家を嘱託講師として招へいしていた。もっとも、被告では、嘱託講師の委嘱は近畿圏に居住し、通勤可能な者を原則としている。嘱託講師の交通費は大学共通予算から支出されるが、ビジネス研究科は、当時専任教員が15名と小規模であるにもかかわらず、この交通費が他研究科に比して突出して高く、大学執行部から是正を強く求められていた。そこで、ビジネス研究科では、上記の嘱託講師は学期を通じて科目を担当するのではないことも考慮して、平成24年度のグリーンマネジメント科目については、ビジネス研究科の予算で対応できるゲストスピーカーとして、平成23年度と同額の謝礼・交通費で出講を依頼することとし、おおむね了承の返答を得ていた。

嘱託講師又はゲストスピーカーは、学校法人である被告と契約を締結するのであり、その授業が設置されているビジネス研究科の研究科長から出講を依頼することは通常行われる手順である。ところが、原告は、グリーンマネジメント科目の授業を担当する講師は嘱託講師として招へいしなければならない、講師への連絡は原告を通じて行わなければならないなど、独自の見解を主張し、その主張が認められないとなると、ビジネス研究科の浜研究科長及び教授会の要請にもかかわらず、平成24年度のグリーンマネジメント科目の担当を拒否するに至った。

以上のようなグリーンマネジメント科目の科目担当者をめぐる事実経緯に照らすと、違法な科目担当を強要されたとする前記(1)アの原告主張は、授業担当を放棄したことについての後付けの言い訳でしかない。そして、そもそも原告は平成24年度のグリーンマネジメント科目の担当を拒否しており、原告がゲストスピーカーを招く形で授業を担当したことはないのであるから、前記(1)アの原告主張の教授の自由に対する侵害行為はそもそも存在しない。

イ 「Project and Solution Research」の指導担当から原告が外れたことに関する、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)イに対する反論）

ビジネス研究科の学生は、日本語のMBAコース（以下「J MBA」という。）、G MBAのいずれについても、特定の教員の指導を受けるゼミとして「プロジェクト研究」又は「Project and Solution Research」（以下、両者を合わせて「プロジェクト研究等」ということがある。）を履修し、修士論文に相当するソリューション・レポートの審査に合格する必要がある。

ビジネス研究科では、平成24年8月頃から、平成25年度のプロジェクト研究等に関して、G MBAの学生からは個別に希望を聴取し、J MBAの学生にはプロジェクト研究の担当予定教員リストを提示して、指導担当教授の希望を募ったが、原告が担当する予定であったプロジェクト研究等への参加希望者は一人もおらず、平成25年度の原告担当のプロジェクト研究等は開講されないこととなった。

以上によれば、近藤委員長が独断で平成25年度のプロジェクト研究等の指導担当から原告を外したことはないのであるから、前記(1)イの原告主張の教授の自由に対する侵害行為はそもそも存在しない。

ウ ビジネスエコノミクス講義の担当から原告が外れたことに関する、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)ウに対する反論）

原告が「担当外し」として前記(1)ウにて主張するビジネスエコノミクス講義は、G MBAの1年次に配当される、経済学の基本的な理解を目的とする科目である。上記科目の担当者には、ミクロ経済学とマクロ経済学の双方をフォローし、一般的に通用している理論を教えることが求められる。これは、ビジネス研究科は、いわゆる社会人も多数入学する大学院であり、必ずしも、経済学を専門的に学んだ経験のある者ばかりが入学するわけではないため

である。

ところが、原告は、ビジネスエコノミクス講義において、マクロ経済学を中心とした上で、システムダイナミクスを用いるという非常に発展的な内容の授業を開いていた。原告が担当していたビジネスエコノミクス講義のシラバスを見ると、同科目の内容は、「ビジネス経済学」を受講済みであることを履修要件とするJ M B Aの2年次配当科目である「マクロ経済シミュレーション」とほぼ同じ内容である。

10

ビジネス研究科では、各科目の担当者は教授会で決められることとされており、G M B Aについては、教授会で審議する前に国際プログラム委員会で検討することとされていた。そこで、国際プログラム委員会は、原告に対し、ビジネスエコノミクス講義が1年次の配当科目である以上、基本的かつ一般的な内容の授業を行うことを求め、システムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしい旨を依頼したが、原告はこれを聞き入れなかつた。このため、被告においては、ビジネスエコノミクス講義の科目担当者を原告から他の教員に変更する以外に学生に有意な授業を提供する手段がなかつたことから、やむを得ず、平成25年度からは別の教員を同科目の担当者とすることとした。カリキュラムの編成や個々の授業で扱う内容は教授会の審議・議決によって被告が決定すべきものであり、個々の教員はこれに従つて授業を行うべき義務を負っているのであるから、被告の方針に反して授業を行つている教員を、当該科目の担当者としないことは、やむを得ない判断といふべきである。

20

そもそも、原告は、平成25年3月31日に退職するまで、被告との間で雇用契約を締結していた労働者であったのであるから、被告の指揮命令に基づいて授業担当等の役務を提供する債務があつた。そして、どの教員にどの科目を担当させるかは使用者である被告が決定して職務命令として行わせるものであり、また、科目担当の変更についても、上記職務命令に属する事

25

柄といえ、懲戒処分のような不利益処分ではないのであるから、弁明の機会など適正手続について論じることは失当である。

以上によれば、被告が原告を平成25年度のビジネスエコノミクス講義の担当から外したことは、原告の学問の自由を侵害するものではない。

エ 平成24年12月19日のビジネス研究科の教授会にて原告の定年延長の議題が提案されなかったことについて、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)エに対する反論）

まず、教授会の議長は研究科長であるから、どのような議題を提案するかは、研究科長が決する事柄である。浜研究科長が、原告の2回目の定年延長を教授会に提案しなかったことが違法でないことは、本件前訴において明確に認定されているところである。

そして、被告において、定年延長は、「大学院に關係する教授にして本法人が必要と認めたもの」（同志社就業規則附則1項。乙2）について行われ、その必要性の判断は、教育面、研究面、学内行政面を総合的に考慮して行われる。しかるところ、ビジネス研究科では、いわゆる8コマ担当ルールとして同科の専任教員が年間8科目相当の授業を担当することが、当該教員の定年延長についての判断要素となる。これに対して原告は、被告が8コマ担当ルールを定年延長の判断基準であるように主張している旨主張するが、被告としても、判断基準として位置付けているわけではなく、飽くまで8コマ担当ルールは定年延長の判断要素として捉えている。また、原告は、他の研究科で担当していた科目がある旨主張するが（前記(1)エ）、ビジネス研究科の専任教員の定年延長は、ビジネス研究科で担当する科目を考慮して行うものであり、他の研究科での担当科目はビジネス研究科の定年延長の判断に当たつての判断要素となるものではない。

原告については、グリーンマネジメント科目の担当放棄（前記ア参照）、原告担当のプロジェクト研究等を希望する学生の不存在（前記イ参照）、ビ

ビジネスエコノミクス講義の担当者変更（前記ウ参照）など、定年延長を否定すべき複数の要素が重なった結果、担当科目数が8コマに満たなくなつたのである。十数名で運営するビジネス研究科の教員にとっては、これらの事情は共通の認識であったのであり、浜研究科長の説明は、これらの事情の結果として8コマに満たなくなつたことを説明したものである。浜研究科長がこのように原告の担当科目数に言及したのは、担当する授業の多寡が教育面として考慮されるべき要素であるとともに、数量的に測ることのできる要素であることから、研究科長としてなすべき説明をしたものである。

そもそも、被告における定年延長は、教員の利益のためにあるのではなく、学生に有意な教育・研究環境を提供するためにあるのであるから、定年延長されることが、不法行為法で保護される権利ないし利益に当たるものではない。

以上によれば、8コマ担当ルールに関する前記(1)エの原告主張は理由がなく、原告の学問の自由を何ら侵害するものではない。

オ 近藤委員長の発言に関して、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)オに対する反論）

近藤委員長の「偏った経済学では困る」との発言は、国際プログラム委員会の意見として、ビジネスエコノミクス講義はG M B Aの学生が1年次に履修する基本科目であるため、システムダイナミクスという特定の分野に偏った授業をするのではなく、一般的な経済学についての講義をしてほしいと原告に要請する趣旨のものであった。このように、近藤委員長の上記発言は、近藤委員長が原告の専門分野を「偏った経済学」と判断したものではない。

そして、システムダイナミクスを用いた授業の展開がビジネスエコノミクス講義で教授すべき内容かどうかを決めるのは、ビジネス研究科を設置する被告である。それにもかかわらず、原告は、単に被告の指示に従って労務を提供しなかつたにすぎない。

以上によれば、近藤委員長の上記発言は、原告の学問の自由ないし教授の自由を侵害するものではないのであり、そうである以上、同発言に関する浜研究科長の行為についても、何ら原告の上記各自由を侵害するものではない。

カ　原告不在の教授会における浜研究科長の言動に関して、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)カに対する反論）

まず、教授会において議題を提案するかは研究科長が決する事柄であることは前記エのとおりである。したがって、平成25年2月6日及び同月11日に開催されたビジネス研究科の教授会において、浜研究科長が原告の定年延長を議題として提案しなかったことが、直ちに原告の学問の自由を侵害するものではない。

そして、上記各教授会のうち、同月6日の教授会では、原告の定年延長について意見交換が行われ、同月11日の教授会では、原告の定年延長が議題として取り扱われた。この点に関して、原告がグリーンマネジメント科目の担当を拒み同科目の担当を放棄したことは、専門職大学院の教員にとって最も重要な職務である授業担当を放棄するものであって、定年延長の必要性を判断する際に考慮せざるを得ない要素であった。そこで、浜研究科長は、上記教授会において、原告が退席した後、原告の定年延長を提案することができない理由として、原告がグリーンマネジメント科目の担当を放棄したことについて、事実に従って説明したのであって、研究科長として行うべきことを果たしたにすぎない。

なお、ビジネス研究科の教授会では、人事案件を審議する際には、対象者は退席する扱いとなっていた。これは原告も了承していたルールであるからこそ、上記の各教授会において、原告は上記のルールに従って退席したものである。原告は、上記の各教授会における浜研究科長の説明内容に関して、反論の機会がなかったことを問題視するが（前記(1)カ参照）、被告が原告に対して懲戒等の不利益処分を行ったものではないことからすれば、反論の機

会の有無を論じるのは失当である。

以上によれば、原告不在の教授会における浜研究科長の言動は、原告の学問の自由を侵害するものではない。

キ 総合政策科学研究所のビジネス研究科に対する原告の出講依頼に関して、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)キに対する反論）

同志社大学の専任教員は、所属する学部・研究科以外の設置科目を担当することがあるが、この場合、当該学部・研究科から、所属学部・研究科に対して学内出講の依頼が行われ、所属学部・研究科の承認を得て授業を担当することになる。そうすると、原告が平成25年度の総合政策科学研究所の授業を担当するためには、その前提として、平成25年度に原告が被告の教員の地位を有することが必要となる。

しかしながら、総合政策科学研究所から浜研究科長に対して平成25年度の原告の出講依頼があった平成25年1月30日の時点で、原告の定年延長はビジネス研究科の教授会で発議も承認もされておらず、むしろ、定年延長を決定しない方向であった。さらに、浜研究科長は、同年2月6日及び同月11日の教授会の意見交換や審議を踏まえ（前記カ参照）、原告の定年延長について提案する予定がない旨を回答したものである。

これに対して原告は、総合政策科学研究所博士課程の技術・革新的経営専攻の設置認可申請書類を自らの主張の根拠としているが（前記(1)キ参照）、設置認可申請書類は、文部科学大臣が設置認可の可否を判断するための資料であって、原告と被告との間の法律関係を規律するものではないから、同申請書類の記載内容によって、原告に特定の科目を担当させる義務を被告が負うことはない。

以上のように、ビジネス研究科から他の研究科への出講は、出講する教員がビジネス研究科に在籍していることが前提となるのであるから、浜研究科

長が、平成24年度末で退職となる予定の原告の出講依頼を受けられない旨を返答したことは、当然の対応であって、原告の学問の自由を何ら侵害する行為ではない。前記(1)キの原告主張は、ビジネス研究科で定年延長が決まった後に他の研究科での科目担当を決めることができるようになるという被告の学内手続の順序を無視したものである。

ク 原告からの是正要求に対する八田学長の対応に関して、原告が主張する学問の自由の侵害行為は存在していないこと（前記(1)クに対する反論）

上記アないしキのとおり、ビジネス研究科の教授らによる学問の自由の侵害行為が行われたことはないのであるから、前記(1)クの原告主張はその前提を欠き失当である。

また、この点をおくとしても、ビジネス研究科の専任教員の定年延長は、まず同科の教授会の審議において定年延長が必要と認められが必要であり、その後、理事会で審議・議決することとなるのである。そうすると、原告の定年延長の可否に関して八田学長の不作為をいう前記(1)クの原告主張は、被告の定年延長に関するルールを無視した主張であり、いずれにせよ失当である。

2 被告が原告に対して学問の自由権確保義務を負うか否か、負うとした場合にその違反があったか否か（争点2）

(1) 原告の主張

憲法23条の学問の自由は、私立大学を含む全ての大学教員に保障されている。そして、学問の自由が実質的に保障されるためには、大学において学問に従事する教授等に、職務上の独立が認められてその身分が保障されることのか、国家権力からの介入のみならず、大学設置・管理者さらには他の教職員など大学内部における不当な干渉から学問的活動が保護されることが必要である。そして、憲法23条は大学の自治をも保障しているが、大学の自治は、教授等研究者の学問研究の自由・研究発表の自由・教授の自由を保障するために

認められるものであるが、大学の自治は、教授等研究者に対する不当な介入・干渉を予防するとともに、教授等研究者に対して行われた不当な介入・干渉を積極的に排除し、教授等研究者の学問の自由という人権を回復することも要請するものである。

そうすると、大学には、大学における教授等研究者を学問の自由の侵害から保護し、侵害に対しては回復の措置を講じるなど、学問の自由権を確保する義務たる「学問の自由権確保義務」が課せられているといえる。そして、大学が学問の自由権確保義務に違反した場合には、同義務の違反に基づく債務不履行責任を免れない。この学問の自由権確保義務は、法形式的には雇用契約に付随する信義則上の義務としての安全配慮義務ないし職場環境配慮義務の一内容と位置付けられるべきところ、大学が教授等研究者の学問の自由権を確保する義務は、大学の本来的使命・責務であり、憲法23条が強く要請する義務として極めて重いものである。したがって、大学は、研究科長その他の教職員によって、特定の教授に対する学問の自由権の侵害行為が行われている場合には、これに積極的に介入し、侵害行為を除去し、学問の自由権を回復する措置を講ずる義務を負うのである。

そして、本件において、被告は、原告との間の雇用契約に基づく付隨義務として、原告に対して学問の自由権確保義務を負っていたにもかかわらず、前記1(1)のアないしクのとおり、被告の学長であった八田学長のほか、浜研究科長や近藤委員長などのビジネス研究科の教員により原告が学問の自由権の侵害行為を受け続けていたにもかかわらず、何らの環境調整も行わないままこれを放置し続けたのであるから、原告に対する学問の自由権確保義務を懈怠した債務不履行が存在するものである。

(2) 被告の主張

原告と被告との間の法律関係は雇用契約であり、原告にどのような労働をさせるか決めるのは、使用者たる被告である。我が国において就労請求権は認め

られないから、労働者には、自分がどのような仕事をするか決める権利はない。したがって、労働者の意に沿わない職務が命じられた（又は意に沿う職務が命じられなかった）という一事によって、違法となることはない。また、安全配慮義務とは、労働者の生命・身体等の安全を確保するよう配慮すべき義務であり、どのような仕事がしたいか（したくないか）という労働者の主観的な希望を法的に保護するためのものではない。さらに、学問の自由とは、学問研究・研究発表・研究成果の教授に公権力が介入してはならないことを意味するのであり、私法人たる被告と原告との間の雇用契約の内容を規律するものではない。

これに対して、原告は、安全配慮義務ないし職場環境配慮義務の一内容として「学問の自由権確保義務」という独自の概念を前提に、被告の違法を主張するが、上記のとおり、被告は私法人たる学校法人であり、憲法を適用する余地はない。加えて、原告の上記主張は、何ら実定法に根拠を持たない独自の見解である。

そもそも大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものである（学校教育法83条）。そして、ビジネス研究科のような専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする（同法99条2項）。しかし、原告は、同志社大学大学院の教授として、これらの責務を果たさなかつばかりか、本件において、自らの職務懈怠を学問の自由の議論にすり替えて主張しているといわざるを得ない。

3 損害の有無及びその額（争点3）

（1）原告の主張

原告は、被告の学問の自由権確保義務違反により、ビジネス研究科において

同研究科長等から差別的・恣意的扱いを受け続け、大学教授として保障されるべき学問の自由ないし教授の自由を侵害されたことにより、精神的苦痛を受けた。この精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は500万円を下らない。

また、弁護士費用は50万円が相当である。

5 (2) 被告の主張

争う。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の前提事実に加え、証拠（甲1ないし8, 13ないし33（枝番を含む。以下同じ。), 37ないし44, 47ないし49, 53, 54, 乙1ないし44, 54ないし59, 証人浜矩子, 証人飯塚まり〔本件当時は近藤まり〕, 原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

10 (1) 被告について

ア 被告は、私立学校法に基づいて設立された学校法人であり、同志社大学、同志社女子大学等を設置している。

イ 被告の就業規則は、10条1項で、「社員は、満65歳をもって定年退職するものとする。」と定めつつ、附則1項で、「第10条の本文については、(当分の間) 大学院に關係する教授にして本法人が必要と認めたものに限りこれを適用しない。」と定めている（乙2。なお、上記10条本文とは、現行の就業規則10条1項を指すものと認められる。）。

20 上記就業規則10条1項の定年に関しては、昭和48年の協定により、定年退職日は満65歳に達した年度末とするとされ、また、昭和48年の理事会により、「大学院教授については1年度ごとに定年を延長することができるものとし、満70才の年度末を限度とする。」と決定された（乙3）。そして、本件大学院においては、現在まで、当該理事会決定に沿って1年ごとに定年延長が決定されている。

ウ 被告では、教員の任用については、同志社大学教員任用規程（甲2）によ
って、教授会の審議を経て大学評議会で決することと定められているが、大
学院教員の定年延長については、特別な規程はなく、教員の人事に関する事
項として、所属する研究科の教授会の審議を経た上、理事会で決定すること
とされている（乙1、4）。

また、ビジネス研究科教授会規程（乙4）によれば、教授会は、教育研究
に関する事項（3条1号）、教育課程に関する事項（同条2号）、教員の人事
に関する事項（同条3号）などを審議すること、教授会は、研究科長がこれ
を招集し議長となること（4条1項）、構成員の5分の1以上から審議事項
を付した文書をもって研究科教授会開催の請求があったときは、研究科長は
すみやかに教授会を招集しなければならないこと（4条2項）、研究科長は、
教授会において互選すること（5条）、専任教員の人事に関しては3分の2
以上の賛成をもって議決すること（6条2項）が定められている。

エ 被告は、教員の勤務時間に關し、就業規則15条1項は、大学における授
業担当時間を週8時間と定めている（乙2）。

（2）原告について

原告は、昭和21年6月24日生まれで現在73歳である。

原告は、昭和47年に神戸大学大学院経済学研究科修士課程修了、昭和50
年に神戸大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学、昭和60年にカ
リリフォルニア大学バークレイ校博士課程を修了し、カリフォルニア州立大学、
サンフランシスコ大学、ハワイ大学、名古屋商科大学商学部教授等を経て、平
成9年4月以降、大阪産業大学経済学部教授であった。

原告の専門分野は、マクロ経済学、経営システムダイナミクスである。シス
テムダイナミクスとは、複雑で相互依存的なダイナミックな動きを図式化でモ
デリングし、シミュレーション分析によって問題解決を目指す手法であり、経
営システムダイナミクスとは、システムダイナミクスの手法をビジネスにおけ

る問題解決や経営戦略モデリングに利用するものである。(甲53)

(3) ビジネス研究科について

ア 被告においては、平成16年4月に本件大学院にビジネス研究科を開設することとし、その準備をしていた。ビジネス研究科の準備室長であった中田喜文教授は、原告に対し、ビジネス研究科の教授となることを勧誘し、原告は、ビジネス研究科の教授となることを承諾した。

イ 原告は、平成16年4月1日（当時原告57歳）、被告との間で、期間を定めない労働契約を締結し、同志社大学大学院ビジネス研究科教授となった。

ウ ビジネス研究科は、当初、毎年4月に開講される日本語によるコースであるJ MBAのみであったが、平成17年秋に、毎年秋に開講される英語によるコースであるG MBAを開講した。原告は、ビジネス研究科内にJ MBAとG MBAの2コースができた後、G MBAに所属することとなった。

エ ビジネス研究科の専任教員は、15名程度であり、教員は、教授会の出席、面接試験等の入試業務、カリキュラムの作成、各種委員会の委員、学生募集、入学式やオリエンテーション等の実務ないし行事を担当することとなっていた。また、ビジネス研究科には、G MBA、海外の大学との提携、留学生等に関する事項を所掌する国際プログラム委員会が設置されていた。

オ 平成17年11月2日に開催されたビジネス研究科教授会では、平成18年度時間割編成方針に関して、教員の授業負担については、ビジネス研究科で週8時間（4コマ）担当し、ビジネス研究科以外に所属をもつ教員については必要に応じて支障のないように調整するとされた（甲20）。

カ 平成23年12月7日に開催されたビジネス研究科の教授会で、原告の1度目の定年延長（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）が決議された。

(4) グリーンMBAの嘱託講師を巡る問題について

ア ビジネス研究科では、G MBAの立ち上げに際し、グリーンビジネス（環

境ビジネス) という時代の要請に応えるため、原告が中心となって約 2 年間の準備期間をかけ、嘱託講師の依頼をするなどしてグリーンMBAを企画し、平成 21 年秋から同プログラムが開講した。

5 グリーンMBAは、グリーンマネジメント科目(コーディネーターは原告)とグリーンテクノロジーズ科目(コーディネーターは新田義孝)の 2 科目からなり、それぞれに近畿圏外に居住する者を含む 5 名が嘱託講師となった(甲 3-9)。

10 イ グリーンMBAは、2 年間開講されたが、近畿圏外に居住する嘱託講師が多かったことから、多額の交通費を要しており、ビジネス研究科は平成 22 年度では全学の中で人数、交通費の額とも最も多くなっていた(乙 2-3)。

他方、被告には、嘱託講師について、原則として、近畿圏に居住し、通勤可能な者に委嘱するとの申合せ(乙 2-2)があり、大学執行部は、当該申合せの遵守を求めるようになった。

15 そのため、ビジネス研究科では、平成 24 年度の開講に当たり、グリーン M BA などにおける嘱託講師の問題を検討する必要が生じた。

ウ 平成 23 年 12 月 21 日に開催されたビジネス研究科の教授会で、浜研究科長から、「同志社大学嘱託講師の委嘱に関する申合せ」の紹介があり、グリーンMBAの嘱託講師 9 名についても 1 名ずつ精査された。その結果、浜研究科長から、これら 9 名について、大学執行部からの要請もあり、1 日 2 コマだけの講義のため嘱託講師ではなく、ゲストスピーカーでいきたい旨の協力要請があった。原告は、グリーンMBAを立ち上げたところであり、従来どおり嘱託講師との要望及びその旨を研究科長から大学執行部に伝えてほしいと要請した。浜研究科長は、その要望は伝えるが、ゲストスピーカーでいかざるを得ないかもしれないということと、学生への教育の質保証の点から科目開講ができないということは避けてほしい旨発言した。(乙 7)

エ 浜研究科長は、平成 23 年 12 月 24 日午前 11 時 28 分、原告に対し、

嘱託講師に関するメールを送信した(乙34)。浜研究科長は、当該メールにおいて、①教務部長と話し合い、原告の主張や問題提起を伝え、経過措置として、平成24年度に限りこれまでの嘱託講師体制を容認してもらえないかも照会・要請し、G MBA専攻化に向けての継続サポートについての先方の意思を質問したこと、②教務部長からは、G MBA専攻化に向けての継続サポートの意志に変わりないこと、それはそれとして、嘱託講師に関する学内申合せの遵守の徹底に注力するという全学方針も貫徹しなければならないこと、要請を出す一方でビジネス研究科の嘱託人事を特別扱いすることに全学的理解を得ることは難しいこと、執行部としてビジネス研究科の運営を支援していく上でも、近畿圏外嘱託講師の数が突出するなど、全学ルールと齟齬をきたす姿が顕著になることは障害になること、ビジネス研究科支援の円滑化という観点からも、本件について全学ルール遵守の形を整えてほしいこととの返事があったことを記載した。また、浜研究科長は、当該メールにおいて、③G MBAの専攻化及びビジネス研究科運営全般へのサポートは継続し、それをやりやすくするためにも、今回の件については協力をお願いするというのが先方の趣旨であると受け取ったこと、④そこで、教授会でも合意したとおり、グリーンMBAの諸先生に対して、ゲストスピーカーとしての出講をお願いする文書を作成し、研究科長名で発信したい所存であること、⑤その後の展開について、原告の手を煩わせることがないように配慮したこと、⑥ただ、代替要員の再手配等、仮に新たな対応が必要となった場合、そのことに関する助言等の協力をお願いすること、⑦近畿圏外の嘱託講師を抑制するルールについては、原則論的な意味でも原告をはじめ他の先生が持つ疑惑を大いに共有し、その観点からは不本意感を伴う対応であることを否定しないが、当面の状況を乗り切って先に進むためには今回のような取り運びとするしかないと判断したことを記載した。

オ 原告は、平成23年12月24日午後3時30分、浜研究科長に対し、次

回の教授会で嘱託講師の件に関し、ビジネス研究科のどの嘱託講師の科目を犠牲にするのかについての審議を依頼するメール（乙35）を送信した。原告は、当該メールにおいて、①大学がG MBAをサポートするということは、原告にとってはそのコアの1つであるグリーンMBAのカリキュラムの教育水準のサポート以外にはないこと、②些細な経費削減のために不条理にも嘱託講師を地域差別し、それを有無をいわさずに全学ルールとして強制することに奔走することが、同志社大学の国際化、世界レベルの教育水準の戦略的構築に勝ると考えるのであれば、勝手にやればよいこと、③こうした大学執行部、特に教務部長のリップサービスにこれ以上ついていくことはできないこと、④これまで約3年以上にわたり、多大な犠牲を払ってG MBAの立ち上げに全面的に協力してきたが、そうした意欲、気力、エネルギーが、今急速に自分のもとから消滅してゆく自分に気付いたこと、⑤よって、これをもって国際プログラム委員会から辞任し、あとは肅々とG MBAの専攻科に向けて側面からのみ協力することにしたこととの意思表明をした。

カ 浜研究科長は、平成23年12月26日、原告に対し、原告から次回の教授会で再び嘱託講師の件に関する審議をするよう要望があったが、応じることができないことを回答するメール（乙35）を送信した。浜研究科長は、その理由について、①前回の教授会で、個別の嘱託対象者について審議し、ゲストスピーカーへの切り替えの依頼に関して議論し、その結果、原告の要望を受けて大学執行部のG MBAへのサポートの意志を確認した上、なお嘱託として承認取得の目途が立たない場合には、ゲストスピーカーへの切り替えについて該当諸氏に研究科長名でお願いを発信するという段取りで教授会の合意を得るとともに、ゲストスピーカーへの切り替えを受けてもらえないケースが発生した場合、代行者の選定について原告にも協力をお願いしたいと要請し、原告に同意してもらったこと、②研究科長としては、以上の教授会の決定に沿って事を進めなければならず、グリーンMBAを平成24年

度においても学生に提供できるようにするためには、時間的な制約も含めて、
このような形で進めることができることが当面の方策であることを記載した。

キ 浜研究科長は、平成23年12月27日、平成23年度においてグリーン
MBAの嘱託講師となっている者9名に対し、嘱託講師に関する全学の申合
せの遵守の必要性及び講義の形式（継続的な授業の中で1日を担当する。）
から見た招へいの仕方から、平成24年度においてはゲストスピーカーとい
う立場で出講してほしいこと、金銭面では従前の嘱託講師の手当に相当する
謝礼と交通費を出す意向であることを記載した依頼文書（乙24の1ないし
9）を送付した。

ク 浜研究科長の上記依頼文書を受け取った9名のうち6名は平成24年1
月上旬頃に上記依頼を承諾する旨の回答をし、その余の3名はその後に嘱託
講師でなければ受けられない旨の回答をした。

ケ 原告は、平成24年1月8日、近藤委員長に対し、メール（乙36）を送
信した。原告は、当該メールにおいて、研究科長名で嘱託講師宛に手紙が出
されたことについて、グリーンMBAの担当である原告の関知しないところで
そのような重要な依頼がされたことに大変驚いたこと、大学執行部の教育
機関としての社会的責任に関わる重大な問題点が2点あり（なお、問題点の
1つは、グリーンMBAはGMBA立ち上げに不可欠な科目として新設され
たもので、研究科、大学執行部で承認済みの科目であるから、こうした事情
を考慮することなく、突然有無をいわさず学内ルールだと称して強要するや
り方は、執行部の背信行為であり、教育内容についての越権行為であるとい
うものであり、もう1つは、ゲストスピーカーは、科目担当者の講義内容の
補完として招へいするもので、成績評価の義務を負わないが、嘱託講師は科
目担当者がカバーできない専門分野を講義し、その成績評価をコーディネー
ターである科目担当者に提出する義務を負うものであるから、嘱託講師の講
義をゲストスピーカーに切り替えて依頼することは、嘱託講師の講義内容に

についての成績評価を専門外の科目担当者に強制することになり、大学の教育機関としての社会的責任放棄という重大な社会問題となるというものである。), 原告がコーディネートしたグリーンマネジメント科目に関する限り、嘱託講師は講義ごとにレポート採点、フィードバックを受講生に知らせるよう依頼し、それらの平均点をもとに原告が総合的に科目評価したから、もし研究科長名での依頼が原告が担当する科目の嘱託講師にされたとすれば、当該2点の理由で研究者としての良心に反するから、当該科目の担当を辞退する旨を記載した。

コ 平成24年1月11日に開催されたビジネス研究科の教授会で、グリーンMBAの嘱託講師の問題が扱われ、前回教授会での決定を踏まえつつ改めて懇談された。原告は、嘱託講師をゲストスピーカーに変更することについて、再度強い異論を表明し、平成23年度どおりの形でグリーンMBAの開講が認められない場合、科目の責任ある継続担当を不可と判断し、科目担当を降りる意向であることも表明した。原告が、大学執行部への再度の状況説明と現行の嘱託講師体制の1年限定延長を依頼する要請をし、浜研究科長が八田学長と面談することとなった。(乙8)

サ 平成24年2月1日に開催されたビジネス研究科の教授会で、グリーンMBAの嘱託講師の問題が議論された。浜研究科長が、同年1月19日に八田学長及び土田副学長と面談を行ったこと、八田学長から、G MBAをサポートすることには変わりなく、そのことと近畿圏外の嘱託講師を多数認めるこことは別問題であるとの発言があったことを報告した。これに対し、原告は、嘱託講師を認めてもらえないければ、グリーンMBAは責任をもって開講できないと発言した。(乙9)

シ 平成24年2月12日に開催されたビジネス研究科の教授会で、グリーンMBAについて議論された。浜研究科長から、大学執行部の意向確認等の経過説明などがあった。原告は、①近畿圏外の嘱託講師を認めてもらえない

ばグリーンMBAの品質保証ができない、②急にN.O.と言われても困る、部長会で認めないというなら納得する、③ゲストスピーカーと嘱託講師の違いも不明確である、④グリーンMBAはプラスアルファの増担科目であり、増担科目は担当教員の了解のもと開講すべきである、⑤旧カリキュラムを取っている学生5名へは科目提供をする必要があり、誰か他の教員がオファーすべきである、⑥新カリキュラムは責任を持って担当できないと発言した。これに対し、近藤委員長（G MBAコース長）が、①グリーンMBAの担当は国際プログラム委員会でなく、教授会である、②グリーンMBAはビジネススクールの中で認められたプログラムである、学生との契約が履行できない、③教授会でこの問題があるという認識を共有してほしい、勝手に国際プログラム委員会で開講するとか休講するとか決められる問題ではない、④平成23年度が卒業するまでは原告が責任を持ってオファーしてほしい、⑤さしあたっては急にグリーンMBAを担当する教員の手当ができない、⑥原告がグリーンMBAを担当できないのであれば、G MBAとして代替案を考える必要があるとの発言をした。浜研究科長は、平成24年度以降新たな体制、対応を考えざるを得ないと発言し、教授会として承認された。（乙10）

(5) 平成25年度のビジネス研究科のカリキュラムについて

ア プロジェクトリサーチの担当について

プロジェクトリサーチⅠは、毎年夏に学生の希望の聴取がされた上、開講される秋までに指導担当の教員が決定されていた。

平成24年秋に開講されるプロジェクトリサーチⅠについて、学生に対する履修指導員の希望調査がされたが、平成24年8月21日現在の結果によると、9名のG MBAの学生のうち原告の指導を希望する者はいなかった。そして、最終的に、指導担当の教員が決定したが、原告が指導する学生は0であった。なお、上記希望調査において希望する教員がないとする学生が2名（Shin及びCone）おり、Shinの研究予定のテーマは「M&A等による某

日本製薬会社の中国・インドへの国際展開」、Cone の研究予定のテーマは「茶道業界における国際的マーケティング展開へのコンサルティング」であったところ、最終的に、Shin の担当教員は近藤委員長、Cone の担当教員は Andrew Staples となった。また、希望調査において Andrew Staples を希望していた学生である Kuvvat (当時の研究予定のテーマは「日本におけるトルコの建設企業の受注増加、新規市場開拓、海外直接投資など」であった。) については、最終的に長谷川教授とされた。(甲 38 資料 7 の 5 枚目、乙 37 の 1・2)

5

結果として、平成 24 年秋に開講されるプロジェクトリサーチ I について、原告の指導を受ける者はおらず、また、原告について、平成 24 年秋に開講されたプロジェクトリサーチ I の登録者がいなかつたことから、平成 25 年春に開講される同科目の続編である同 II は開講されない状況であった。

10

イ プロジェクト研究について

プロジェクト研究については、学生が教員と相談してソリューションレポートのテーマを提出することとされており(乙 38)，原告も平成 25 年度のプロジェクト研究担当予定教員とされたが、原告を教員として希望する者はいなかつた(乙 40)。

15

ウ ビジネスエコノミクス講義について

平成 25 年度のビジネスエコノミクス講義は、平成 24 年度までと異なり、必修科目に変更されることとなり、国際プログラム委員会としては、当該科目について、発展的な手法であるシステムダイナミクスを使用せず、マクロ経済とミクロ経済の両方をカバーしたより一般的な経済学の授業とした。そこで、近藤委員長は、原告に対し、ビジネスエコノミクス講義について、システムダイナミクスを使用しない講義とするよう依頼したが、原告はこれに応じなかつた。

20

近藤委員長は、平成 24 年 12 月 17 日、国際プログラム委員会として、原告に対し、①ビジネスシステムダイナミクス、②Sustainable

25

Business Modeling, ③プロジェクトリサーチIの各科目を担当するよう依頼するとともに、ビジネスエコノミクス講義については、昨年までと異なり必修科目となつたため、ミクロ経済とマクロ経済の両方をカバーしなければならず、非常勤講師にお願いをすることとしたことを告げるメールを送信した（乙17, 54）。

エ 原告の担当する科目数について

前記アないしウの結果、平成25年度の開始に当たり、ビジネス研究科において原告が担当して開講される科目は、8コマに達しないこととなった。

(6) 原告の2回目の定年延長がされなかつた経緯

ア 平成24年12月19日に開催されたビジネス研究科教授会では、2名の教授の定年延長が提案されて承認された。他方、浜研究科長は、原告について定年延長する必要がないと判断したため、原告の定年延長を発議しなかつた。原告は、原告の定年延長がされないことに異議を述べ、これに対し、浜研究科長が、ルールに従つて進めており、年間で8科目・クラスの担当基準に満たないため定年延長を提案していない旨の説明をし、平成25年1月の教授会までに方向を決めることとなつた。（甲22）

イ 原告は、平成25年1月8日、①ビジネスエコノミクス講義の担当外しについて（国際プログラム委員会がビジネスエコノミクス講義の担当から原告を外した理由について、事実誤認であるとともに、デュープロセスに反するとして、ビジネスエコノミクス講義の担当について教授会での審議を求めること）、②プロジェクト研究受入について（9期生の五島光が、来年度の原告のプロジェクト研究でシステムダイナミクスに関する研究指導を受けたいと希望していること）、③定年延長・8コマ担当について（定年延長については、研究科長が当該教員の意向を確認した上、教授会に提案するとなつてのこと、ビジネス研究科で10コマ、TIMで3コマの合計13コマを担当し8コマという基準を満たしているので、再検討を依頼すること）の3点を

記載した、浜研究科長を始めとするビジネス研究科教授会の各メンバーに宛てた文書（甲37資料2）を作成した。

ウ 平成25年1月9日に開催されたビジネス研究科教授会では、懇談事項として原告の定年延長について話がされた。原告は、そこで、前記イの書面とともに、①ビジネスエコノミクス講義の担当外し、②プロジェクト研究受入れ、③定年延長・8コマ担当について意見を述べた。これに対し、近藤委員長は、上記①について、国際プログラム委員会の意見として、ビジネスエコノミクス講義はコア科目のため、偏った経済学ではプログラム上困り、システムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしい旨の発言をした。（乙1
10 2）

エ 原告は、平成25年1月10日、浜研究科長を始めとするビジネス研究科教授会の各メンバーに対し、前日に開催された教授会の懇談を受けて論点を整理し直したとして、上記イの文書を修正した文書（甲37資料3）を配布した。原告は、当該文書において、プロジェクト研究受入れに関する記載を削除し、定年延長・8コマ担当に関して、本件申合せでは教員が定年延長を希望する意向がある場合には、例外なく研究科長が教授会に提案するとされており、研究科長に裁量権が認められていないことなどを補充する一方、ビジネスエコノミクス講義の担当外しに関しては、国際プログラム委員会がシステムダイナミクスを使わない経済学を教えて欲しいと原告に依頼したが、
15 聞き入れられなかつたと説明されたことに対する反論を含め、特段の記載の追加変更はされなかつた。

オ 原告は、平成25年1月11日までに、八田学長に対し、これまでのビジネス研究科教授会での議論状況等を電子メールで報告していたところ、同日午前0時21分、八田学長から、「メールを拝見させていただきました。このような事態が生じているのを初めて知りました。先生からの添付ファイル以外、状況がわかりませんので、しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと
20

思います。取り急ぎ、ご連絡まで。」との返信の電子メールが送られてきた。

もっとも、同日以降、八田学長から原告に対して電子メールを含め、連絡はなかった。

カ 平成25年2月6日に開催されたビジネス研究科教授会において、原告の審議要請を踏まえて定年延長の発議要件が報告事項の1つとされ、意見交換をしたものの、結論に至らず、同月11日開催の同教授会において、本件を審議事項として、原告の定年延長に関する発議要件が満たされるか否かについて教授会の総意形成を目指すこととされた（乙13）。

キ 平成25年2月11日に開催されたビジネス研究科教授会において、原告の定年延長が議題とされた。内容が人件（人事案件）に関するものであるため、原告退席の上で、議長である浜研究科長から、原告の定年延長について発議するための条件及び今年度の経緯について説明がされた。当該経緯については、①平成24年度のグリーンMBAの担当拒否があり、グリーンマネジメント科目は急遽他の嘱託講師の手配を余儀なくされ、グリーンテクノロジーズも原告が上記科目を担当しないことで不開講となつたこと、②行政面で不参加があり、平成24年2月に国際プログラム委員会からの脱退があつたこと、③平成25年度演習指導の学生がJ MBA、G MBAコースともないことが説明された。審議の結果、来年度である平成25年度のビジネス研究科として、原告を専任として定年延長することが必要な理由は誰からも提示されず、浜研究科長の説明について異議の申立てもされなかつた。上記審議の後、原告が戻つたが、浜研究科長は、原告に対し、来年度の定年延長ができないこと、理由については文書で通知することを伝えた。（乙14）

ク 原告は、平成25年2月15日、浜研究科長に対し、同月20日の教授会で原告の定年延長等を議題とするよう求める「定年延長教授会提案の要望」と題する書面（甲38資料7）を提出した。

ケ 平成25年2月20日に開催されたビジネス研究科の教授会で、原告は、

同月 11 日開催のビジネス研究科教授会の記録のうち定年延長の要件が満たされない事情について異議を出し、記録に残すよう要請したとともに、定年延長に関して、本人の立場・解釈・心情等につき再三発言をしたが、他の出席者は、原告の定年延長を求める旨の発言をしなかった（乙 15）。

5 浜研究科長は、総合政策科学研究所長から、平成 25 年 1 月 30 日付で「2013 年度総合政策科学研究所設置科目の担当について（お願い）」と題する書面（乙 18）を受領し、総合政策科学研究所の平成 25 年度開講の「TIM 特殊研究 V」及び「TIM 特殊研究 S（合同演習）」の 2 科目について原告が引き続き担当することの要請を受けていたが、同年 2 月 15 日付で「2013 年 1 月 30 日付の『2013 年度総合政策科学研究所設置科目の担当について』の依頼文書に対して回答いたします。ビジネス研究科は山口薰教授の定年延長を発議する予定はございませんので、お申し出の件はお受けできません。」と記載した回答文書（乙 19）を送り、上記総合政策科学研究所の依頼には応じられない旨の回答を総合政策科学研究所長に行つた。

10 15 なお、浜研究科長は、総合政策科学研究所の上記要請について上記の回答文書（乙 19）を送ることにつき、ビジネス研究科の教授会に明示的に諮ることはなかった。

2 爭点 1（原告に対する学問の自由侵害行為の有無）について

20 本件について、まず、原告が主張する「学問の自由権確保義務違反」の前提となる事実（原告が自らの大学院教授としての学問ないし教授の自由を侵害されたと主張する各行為）の有無について、検討する。

（1）グリーンマネジメント科目担当の嘱託講師からゲストスピーカーへの切り替えに関する原告の主張（前記第 3 の争点 1 の「原告の主張」ア）について

25 原告は、平成 24 年度のグリーンマネジメント科目の講義について、八田学長及び土田副学長が、これまで嘱託講師として招へいしていた専門家を学校教

育法上の教員資格を有しない「ゲストスピーカー」に格下げして招へいすることとし、同科目の専門家でない原告を同科目の単独の担当教員として講義を受け持たせようとしたことは、原告に対してゲストスピーカーという学校教育法上の教員資格を有しない者に講義を担当させる違法への加担を強要するものであったなどとして、原告に保障された教授の自由（自己の専門としない分野の教授を強いられない自由）を侵害する行為であったと主張する。

しかしながら、前記1の認定事実(4)のとおり、グリーンマネジメント科目では、複数の専門家によるオムニバス形式の講義が行われており、平成23年度までは、外部の専門家を嘱託講師として招へいしていたところではあるが、被告では、嘱託講師の委嘱は近畿圏に居住し、通勤可能な者を原則としていたのであり、ビジネス研究科の交通費が他研究科に比して突出して高く、大学執行部から是正を強く求められていたこと、これにより、ビジネス研究科では、上記の嘱託講師は学期を通じて科目を担当するのではないことも考慮して、平成24年度のグリーンマネジメント科目については、研究科の予算で対応できるゲストスピーカーとして、平成23年度と同額の謝礼・交通費で出講を依頼することとし、当該嘱託講師らから概ね了承の返答を得ていたことが認められる。そうすると、原告としては、グリーンマネジメント科目の授業を担当する講師は嘱託講師として招へいしなければならないとの見解を有しており、その見解と大学執行部との調整が最終的にはつかなかつたものであるが、学内行政として上記の手続を踏んでゲストスピーカーへの切り替えが行われたことに照らすと、原告がるる主張するような違法への加担強要や違法な科目担当の強要、原告に保障された教授の自由（自己の専門としない分野の教授を強いられない自由）の侵害といったことは認められない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(2) 平成25年度春のG M B Aにおけるゼミ指導担当教員から外れたことに関する原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」イ）について

原告は、平成24年度秋及び平成25年度春開講の予定であったプロジェクトリサーチと題するゼミに関して、原告のみがG M B Aにおけるゼミの指導担当教員から外されるという差別的な扱いを受けたとして、自らの教授の自由を侵害されたと主張する。

しかしながら、前記1の認定事実(5)のとおり、平成24年秋に開講されるプロジェクトリサーチⅠについて、学生に対する履修指導員の希望調査がされたが、9名のG M B Aの学生のうち原告の指導を希望する者はおらず、また、上記希望調査において希望する教員がないとの回答をした2名の学生については、その研究予定のテーマに適合した原告以外の教員が指導担当となることが決定したこと、その結果として、平成24年秋に開講されるプロジェクトリサーチⅠについて、原告の指導を受ける者はおらず、また、原告について、平成24年秋に開講されたプロジェクトリサーチⅠの登録者がいなかつたことから、平成25年春に開講される同科目の続編である同Ⅱは開講されない状況であったことが認められる。このように、原告が平成25年度春のプロジェクトリサーチⅡが開講されなかつたのは、これに先立つ平成24年秋の開講科目であるプロジェクトリサーチⅠを希望する学生がいなかつたからにすぎないのであり、本件全証拠を検討しても、原告が主張するような差別的な扱いがあつたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) ビジネスエコノミクス講義の担当から外れたことに関する原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」ウ）について

原告は、近藤委員長によって適正な手続によらないままビジネスエコノミクス講義からの担当を外されたとして、これは原告に保障された学問の自由を侵害する行為であると主張する。

そこで検討するに、前記1の認定事実(5)ウによれば、平成25年度のビジネスエコノミクス講義については、平成24年度までと異なり、必修科目に変更

されることとなったこと、このため、国際プログラム委員会は、原告に対し、ビジネスエコノミクス講義が1年次の配当科目である以上、基本的かつ一般的な内容の授業を行うこと、すなわち、システムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしい旨を依頼したが、原告はこれを聞き入れなかつたことが認められる。

ところで、カリキュラムの編成や個々の授業で扱う内容は教授会の審議・議決によって被告が決定すべきものであり（前記1の認定事実(1)ウ参照）、そもそも、個々の教員はこれに従って授業を行うべき義務を負っているのであるから、上記の状況であった平成25年度ビジネスエコノミクス講義に関して、その科目担当者を原告から他の教員に変更する以外に学生に有意義な授業を提供する手段がないとして、平成25年度からは別の教員を同科目の担当者とすることとした被告の判断は、やむを得ないものであったというべきである。そして、本件全証拠を検討しても、被告の上記判断にあたり、原告が主張するような近藤委員長の恣意や独断が働き適正な手続を欠いた人事がされたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) 定年延長の議題を提案されないという扱いを受けたとする原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」エ）について

原告は、いわゆる8コマ担当ルールという存在しないルールを理由に、被告が原告の定年延長の議題を提案しないという差別的扱いをしたとして、これは原告に保障された学問の自由を侵害する行為であると主張する。

しかしながら、定年延長の可否は、当該教員が本件大学院にとって必要と認められるかによって決まるのであり（就業規則附則1条参照）、その必要性の判断は、研究教育の面、教務や大学院の運営の面、更には人物面などの諸要素を考慮して総合的に行われるものと考えられるから、8コマ担当ルールがそれ自体で定年延長を認めるか否かの基準になっていたとはいえないとしても、教

育面での貢献度を示すものといえる授業時間数の多寡を延長の必要性の判断に当たり一つの事情として考慮することは許されるというべきである。そして、前記1の認定事実(6)アのとおり、浜研究科長が、平成24年12月19日開催の教授会において、年間で8科目・クラスの担当基準に満たないため原告の定年延長を提案しない旨説明したことについては、浜研究科長は、客観的な基準である8コマ担当ルールを取り上げて必要最小限の説明を行ったものにすぎず、これのみを理由に定年延長を提案しないとの判断をしたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

10 (5) 近藤委員長から差別的発言を受けたとする原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」オ）について

原告は、近藤委員長が原告の教授法について「偏った経済学」であるとの差別的発言を行い、かつ、システムダイナミクスを使わないで経済学を教えよなどと教授方法に介入したこと、及び、浜研究科長がかかる近藤委員長の差別的発言を是正させることなく自らも容認したことは、原告に保障された学問の自由ないし教授の自由に対する侵害行為であると主張する。

15 この点について、前記1の認定事実(6)ウのとおり、近藤委員長が、平成25年1月9日に開催されたビジネス研究科の教授会において、原告に対し、原告の授業内容は偏った経済学であり、プログラム上困る等と発言したことは認められる。近藤委員長による上記発言は、その文言のみから見れば原告の研究内容の学問上の差別とも受け止められかねないものであったが、近藤委員長の上記発言の意図するところは、原告に対して国際プログラム委員会の意見としてシステムダイナミクスに偏った内容ではなく、ミクロ経済学とマクロ経済学の双方を概観する内容が求められるという趣旨であったことが認められる（乙5
20 8、証人飯塚、弁論の全趣旨）。本件全証拠を検討しても、近藤委員長が原告に対する学問上の差別を意図して上記発言をしたことを認めるに足りる証拠は

ない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(6) 原告不在の教授会で浜研究科長が他の教授を誤導する説明をしたとする原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」カ）について

原告は、平成25年2月6日及び同月11日に開催されたビジネス研究科の教授会において、浜研究科長が原告の退席した場で、出席者に対し、原告の定年延長を議題として提案しないことについて誤導する説明をしたとして、これは原告に保障された学問の自由を侵害する行為であると主張する。

しかしながら、前記1の認定事実(4)ケないしサによれば、原告の意図するところはどうであれ、客観的には、原告が平成24年度のグリーンマネジメント科目の担当を放棄したと見られても致し方ない客観的状況が存在したことが認められる中で、前記1の認定事実(6)キのとおり、浜研究科長は、上記教授会において、原告が退席した後、原告の定年延長を提案することができない理由として、原告がグリーンマネジメント科目の担当を放棄したことについて、上記の客観的状況に従って説明をしたにすぎないものであることが認められる。そうすると、浜研究科長は、原告の定年延長を議題として提出することができないことについての説明をするという、研究科長として求められる役割を行ったにすぎないものであって、何ら違法な点はない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(7) 総合政策科学研究所からの原告の出講依頼を浜研究科長が独断で握りつぶしたとする原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」キ）について

原告は、平成25年度も総合政策科学研究所からビジネス研究科に対して原告の出講依頼があったにもかかわらず、浜研究科長が教授会における審議を経ることもなくこれを独断で握りつぶしたとして、これは原告に保障された学問の自由を侵害する行為であると主張する。

この点につき、確かに、総合政策科学研究所からの原告の出講要請に関して、

ビジネス研究科の教授会において正式に審議がされたことはないことがうかがわれる（前記1の認定事実(6)コ参照）。しかしながら、同志社大学の専任教員は所属する学部・研究科以外の設置科目を学内出講という形で担当する場合には、当該専任教員が所属する学部・研究科において被告の教員の地位を有することが前提となる。そうすると、原告が平成25年度に総合政策科学研究科の授業を担当するためには、その前提として、原告がビジネス研究科において被告の教員の地位を有することが必要になるものであったが、総合政策科学研究科から浜研究科長に対して平成25年度の原告の出講依頼があった平成25年1月30日の時点で、原告の定年延長はビジネス研究科の教授会で発議も承認もされておらず、むしろ、定年延長を決定しない方向であった。そうすると、浜研究科長が、総合政策科学研究科からの原告の出講要請をビジネス研究科の教授会で審議することなく、総合政策科学研究科に対し、原告の定年延長について提案する予定がない旨を回答したことは、同年2月6日及び同月11日の教授会の意見交換や審議の状況を考慮しても、浜研究科長の独断による握りつぶしなどとは評価することはできず、やや手続的に不透明な点はあるものの、これを違法と評価することはできない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(8) 原告からの是正要求に対して八田学長が何らのは是正措置も講じなかつたとする原告の主張（前記第3の争点1の「原告の主張」ク）について

原告は、浜研究科長らの行為に関して原告が八田学長に是正を求め続けたにもかかわらず、八田学長からは平成25年1月11日付けの電子メール以外には応答がなく、何らのは是正措置も講じなかつたとして、これは原告に保障された学問の自由を侵害する行為であると主張する。

しかしながら、前記(1)ないし(7)に説示したとおり、原告が是正を求めた浜研究科長らの行為に違法といえる点は存在しないことからすると、八田学長が原告の求めるような是正措置を講じなかつたことが違法となることはない。

したがって、原告の上記主張は採用することはできない。

(9) 小括

以上の(1)ないし(8)によれば、原告が主張する被告による学問の自由の侵害行為はいずれも理由がないものである。

5 3 結論

以上によれば、原告の主張する「学問の自由権確保義務違反」（争点2）の前提事実が全て認められることになるので、その余の争点（争点2及び争点3）について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文どおり判決する。

10 京都地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 藤田昌宏

15

裁判官 上田瞳

裁判官 伊藤涉

これは正本である。

令和 2 年 3 月 10 日

京都地方裁判所第 6 民事部

裁判所書記官

平 林 緋

